

## 意向調査におけるQ & A

|    |      | 質問・意見   | 回答  | 備考 |
|----|------|---|---|----|
| 1  | 人員配置 | 看護職員の人員基準緩和をお願いしたい。   | 単独型については緩和予定です。詳細は10月に郵送しました「総括表」をご覧ください。   |    |
| 2  |      | 管理者は「専従1」と記載あるがサービス提供時間を通じて必要か。   | 原則、サービス提供時間を通じて専従していただく必要があります。但し、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に支障はない場合は、兼務可能です。                    |    |
| 3  | 単価   | サービスAの単価をせめて江東区位をお願いしたい。  | 現在、墨田区では「単位数表(案)」に記載している単価を予定しています。   |    |
| 4  |      | 「一体型」と「単独型」の単位設定は同じか  | 現在「同じ」で検討しています。   |    |
| 5  |      | 月4回923単位とあるが、1回約230単位で間違いはないか。  | 「単位数表(案)」を御参照ください。  |    |
| 6  |      | サービスAの単価が江東区より低い。サービス内容の差別化は可能か。  | サービスAは各自治体で行っているため、他区と基準等も差異は生じます。そのため、サービス内容の差別化も可能ですが、その場合、利用者等に事前にその旨の説明を行う必要があると考えます。 |    |
| 7  |      | 月5、6回の単価の設定はどのようになっているか。  | 「単位数表(案)」に記載があるよう、各回数ごとに単価設定の予定です。  |    |
| 8  | 概要   | 機能訓練の位置づけは必要なのか。  | 介護予防に資する運動、認知症予防等のためのレクリエーション、栄養口腔に関する講和、社会交流を目的とした趣味活動等の位置づけが必要です。                       |    |
| 9  |      | アセスメントの実施は必要なのか。書類等の作成に関する緩和はないか。   | アセスメントは必要と考えます。また、運営規程等に関する説明・同意も必要です。  |    |
| 10 |      | サービスAを必要とする人はどのような人か。   | 11/17の事業者連絡会で説明させていただきます。   |    |
| 11 |      | 午前のサービスを12時30分まで、午後のサービスを12時30分からもありか(午前、午後の入れ替えの一体型もあるか)。                                  | あり得ると思います。  |    |
| 12 | 申請等  | 実施するとしたら単独型を想定している。建築基準法(検査済証)、消防法等の緩和はないのか。墨田区の場合、古い建物が多いため、これらの基準をクリアする建物を探すことが難しいと考えている。 | これらの法律は緩和できません。   |    |
| 13 |      | 現在総合事業をやっているところはこれに移行していくことになるのか。   | 移行していくものではありません。「通所Aサービス(緩和型)」というサービスメニューが増えるものとご理解ください。                                  |    |
| 14 |      | 月・水・金は予防と現行相当、火・木はサービスAと通所介護もあるか。   | あり得ると思います。その場合、サービスAの「営業日」申請は、火・木のみとなります。   |    |

|    |        |   |  |             |
|----|--------|---|--|-------------|
| 15 | 申請等    | 単独型の申請者は、これまで同様法人格を有する必要があるのか。                                      | 経営の安定性等の観点から、「法人格」を有する者に限定する予定です。  |             |
| 16 |        | 指定申請の方法は、新たに書類を作成するということか。  | お見込みのとおりです。なお、申請書類の定款に総合事業に関する事項が記載されている必要があります。   |             |
| 17 |        | 「サービスA」と「現行相当サービス」の時間、空間等を分けるのであれば単独型か。                             | お見込みのとおりです。  |             |
| 18 |        | 曜日を限定し、かつAのみの空間を設けてサービス提供することもありか。                                  | あり得ると思います。その場合、サービスAのみの曜日は単独型の申請が想定されません。  |             |
| 19 |        | 定員設定は単独型と一体型は同じ考え方か。  | 単独型は、食堂及び機能訓練室「2.4㎡」の範囲内で設定します。一体型は、従来の（介護予防）通所介護サービスと同様の考え方で設定します。  |             |
| 20 |        | 他区のサービスA利用者と墨田区のサービスA利用者がいた場合、「サービスA」の利用定員を各保険者ごとにそれぞれ設ける必要があるか。    | 各保険者ごとに基準等も異なることからそれぞれ設けることが望ましいです。但し、事業所運営の安定性を確保する観点等から、当面は、各保険者ごとに利用定員を設けず、事業所内の「サービスA」の利用定員の設定及び指定申請を可能とします。               | H28.11.25追加 |
| 21 | サービス内容 | 午前と午後を帰らずに利用した場合、食事を食べたらサービスに含まれるか（施設にいる限りサービス提供時間に含められないと責任は取れない）。 | 食事を提供する場合はサービス提供時間に含めて設定してください。  |             |
| 22 |        | 通常のサービスでコンサートをやっていた場合、サービスA利用者は参加できないのか。                            | 通所型サービスAに関する計画に位置付けられていれば同じプログラムをやることはあり得ると思います。   |             |
| 23 |        | 一体型の場合、プログラム内容の区別、名札で区別するのか。  | 必ずしもプログラム内容や名札等で区別するものではありません。但し、アセスメント等に基づき、通所型サービスAに関する計画によるサービス提供していただく必要があります。   |             |
| 24 |        | 一体型の場合、同じサービスを提供した場合、料金が現行相当と違い利用者からの苦情等に繋がるのではないのか。                | 各通所介護事業所及び居宅介護支援事業所等による説明を事前に十分に行う等、理解していただくことが必要と考えます。また、墨田区の方でも今後も区民へ周知の機会を設けていく予定です。  |             |
| 25 |        | サービスAの提供中、自費サービス（機能訓練重視のリハビリ）の提供行えるか。                               | 現在、その様なサービス提供方法は想定していません。  |             |
| 26 |        | 現在、短時間入浴メインの運営をしている。今後、入浴ありの緩和型サービスの導入は考えにないのか。                     | 現在、検討していません。   |             |
| 27 |        | サービスAの提供中、利用者の希望によってクラブ活動（習字、お花、絵画等）を行う場合、その教材費等を利用者から徴収することは可能か。   | 「入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）」（平成23年3月11日付22福保高施第2016号・22福保高介第1546号）の解釈に基づき取扱いをお願いします。また、利用者及び家族等に対して十分な説明を行う等、適切な対応をお願いします。 | H28.11.25追加 |
| 28 | その他    | サービスAと現行相当へのサービス提供は誰が選択するのか。  | ケアマネジメントによる振分けによります。   |             |
| 29 |        | 現行相当サービスからサービスAの切り替えはどのタイミングか                                       | 認定更新時や状態変化等によるケアプランの見直し時等と考えます。  |             |
| 30 |        | 11/17事業者連絡会に出席できない場合、別日にも説明会等を開催してほしい。                              | 参加できない事業所の方へは、窓口又は電話等で説明させていただきます。お気軽にお問い合わせください。  |             |